

次期水道料金等オンラインシステムに係る情報提供依頼

実施要領

大阪市水道局

目次

1. 情報提供依頼の背景及び目的	1
1.1. 背景	1
1.2. 目的	1
2. 次期システムの概要	1
2.1. システム化対象業務の概要	1
2.2. 当局の業務の特徴	2
2.2.1. 料金体系	2
2.2.2. 共同住宅関係	4
2.3. 調達案件の一覧	5
3. RFIの実施方法	6
3.1. 実施スケジュール及び参加申込方法等	6
3.2. RFIの内容	8
3.3. 回答様式の記入方法	9
4. RFIに関する質問方法	12
5. 提出方法	13
6. 留意事項	13

1. 情報提供依頼の背景及び目的

1.1. 背景

大阪市水道局(以下「当局」という。)では、次表に示す現行システムを使用して水道料金等に係る業務を行っています。

表 1-1 水道料金等に係る現行システム

項番	システム名	対象業務	備考
1	営業所オンラインシステム	顧客情報や水道メーターの管理、水道料金の算定、収納状況の確認等の業務	概要は別紙1-1 参照
2	ハンディターミナルシステム	メーター検針、料金徴収等の業務	概要は別紙1-2 参照
3	お客さまセンターシステム	水道に関する各種申込受付や問い合わせ等の業務	概要は別紙1-3 参照
4	マイページシステム	使用水量・水道料金等の閲覧、水道の使用開始・中止、連絡先の変更、支払方法の変更等の各種申込、水道料金の支払等	Web サイト参照

しかしながら、現行システムについては、各システムがスクラッチ開発であり、稼働後 10 年以上経過しているため、システムの老朽化及び度重なる改修による肥大化・複雑化を来しており、加えて、ベンダーが異なることから、システム改修及び運用保守に係る費用増加が問題となっています。

こうした状況を踏まえ、これらのシステムを統合し、システムのスリム化及びコストの削減を図るとともに、関連する他システムとの新たな連携方法、DX促進を目的とした最先端の水道電子サービスの提供、業務効率の改善を検討したうえで、実現可能な次世代に適応した水道料金等のシステム(以下「次期システム」という。)及び運用保守体制の構築をめざしており、現在、次期システムの調達仕様の検討を行っているところです。

1.2. 目的

本情報提供依頼(以下「RFI」という。)は、現時点における次期システムの要件案を示し、今後の調達仕様書策定のための情報及び次期システムの開発・運用に必要な経費の概算見積を得て、次期システムの各要件案の精査及び費用対効果の検証を行い、実現性をより高めた調達仕様書を作成することを目的としています。

2. 次期システムの概要

2.1. システム化対象業務の概要

次期システムを使用して実施する業務の概要(現時点における想定)を次表に示します。

表 2-1 次期システムを使用して実施する業務の概要

項番	機能分類名	対象業務
1	水道料金	顧客情報や水道メーターの管理、水道料金の算定、収納状況の確認、債権管理等の業務
2	検針・未収アプリ	メーター検針、料金徴収(中止精算を含む)、メーター異動等の業務
3	コールセンター	水道に関する各種申込受付や問い合わせ等の業務
4	マイページ	使用水量・水道料金等の閲覧、水道の使用開始・中止、連絡先の変更、支払方法の変更等の各種申込、水道料金の支払等

2.2. 当局の業務の特徴

次期システムを開発・運用する上で考慮が必要と考えられる当局の業務の主な特徴を以下に示します。

2.2.1. 料金体系

現行の料金体系を以下に示します。

(1) 水道料金(1か月につき)

ア 大阪市水道事業給水条例第 26 条

用途	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
一般用	850 円	1～10 立方メートル:10 円
		11～20 立方メートル:97 円
		21～30 立方メートル:124 円
		31～50 立方メートル:168 円
		51～100 立方メートル:230 円
		101～200 立方メートル:293 円
		201～1,000 立方メートル:342 円
		1,001 立方メートル以上:358 円
業務用	850 円	1～10 立方メートル:10 円
		11～30 立方メートル:209 円
		31～50 立方メートル:285 円
		51 立方メートル以上:358 円
湯屋用	850 円	1～10 立方メートル:10 円
		11 立方メートル以上:58 円

イ 市外分水料金

料金は、水量に対し、1m³につき70円を乗じて算定した額に100分の110を乗じて得た額としています。

ただし、隣接市との間で相互に分水を行う場合において、隣接市側が本市と異なる考え方に基づき分水料金を算定した場合に、本市が隣接市に支払う分水料金(本市受水料金)の水準が、隣接市が本市に支払う分水料金(本市送水料金)の水準よりも割高となる不均衡が生じる場合には、隣接市側の分水料金の算定方法に合わせて分水料金を設定することとしています。

(2) 下水道使用料(1か月につき)

大阪市下水道条例第11条

種別	基本額	超過額1立方メートルにつき
一般汚水	10立方メートルまで 550円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 61円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 83円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 103円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 119円
		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 136円
		200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 159円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 180円
		1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分 215円
		5,000立方メートルを超える分 234円
湯屋営業 汚水	10立方メートルまで 550円	10立方メートルを超える分 18円

(3) 用途適用基準(大阪市水道事業給水条例施行規程第28条)

用途	用途の適用基準
一般用	以下記載の、業務用及び湯屋用以外の用途
業務用	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業(同項第1号及び第2号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。)を行う目的 2 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的 3 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的 4 一時的な事業活動その他の活動を行う目的 5 その他前各号に掲げるものに類する目的
湯屋用	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた公衆浴場(物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)及び公衆浴場入浴料金の統制額の指

	定等に関する省令(昭和 32 年厚生省令第 38 号)に基づき、大阪府知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。)の営業を行う目的で使用する場合の用途
--	------------------------------------------------------------------------------------

2.2.2. 共同住宅関係

(1) 各戸計量各戸収納制度(大阪市水道事業給水条例施行規程第 33 条の2第 1 項及び第2 項)

当局では、マンション・アパート等の共同住宅の各戸に設置された水道メーターを当局が検針し、その使用水量に基づく水道料金等を入居者の方から直接当局へお支払いいただく各戸計量各戸収納制度があります。

住宅 種別	子メーターの点検			水量算出方法及び水道料金等の算定基準
	住宅部分	散水栓 等部分	店舗等 部分	
住宅	有	無		<ul style="list-style-type: none"> ○住宅部分…子メーターごとに算定 ○共同設備部分…親メーター水量－(住宅部分水量＋基礎引き上げ水量) ＝共同設備部分として算定する。(※1) 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (要綱第 8 条第 3 号を適用)
	有	有		<ul style="list-style-type: none"> ○住宅部分…子メーターごとに算定 ○散水栓等部分…散水栓等部分メーターごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※2) ○差水量…親メーター水量－(住宅部分水量＋散水栓等部分水量) ＝差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金＝97円×差水量×消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料＝61円×差水量×消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て)として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。 (要綱第 8 条第 5 号、第 6 号及び第 7 号を適用)
店 舗 付 共 同 住 宅	有	無	無	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅部分…子メーターごとに算定 ○店舗等部分及び共同設備部分 …親メーター水量－住宅部分水量＝店舗等部分及び共同設備部分 の使用水量として算定する。 料金等の算定は、大阪市水道事業給水条例第26条第1項に基づき行う。 (要綱第 8 条第 4 号を適用)
	有	有	無	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅部分…子メーターごとに算定 ○店舗等部分…親メーター水量－住宅部分水量－散水栓等部分水量 ＝店舗等部分の使用水量として算定する。 ○散水栓等部分…散水栓等部分メーターごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※2) (要綱第 8 条第 2 号本文及び第 5 号を適用)
	有	無	有	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅部分…子メーターごとに算定 ○店舗等部分…子メーターの合計水量若しくは各店舗メーターごとに算 定する。 ○共同設備部分…(親メーター水量－店舗等部分水量)－(住宅部分水量 ＋基礎引き上げ水量) ＝共同設備部分として算定する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※1) (要綱第 8 条第 2 号ただし書及び第 3 号を適用)
	有	有	有	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅部分…子メーターごとに算定 ○店舗等部分…子メーターの合計水量若しくは各店舗メーターごとに算 定する。 ○散水栓等部分…散水栓等部分メーターごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※2) ○差水量…親メーター水量－(住宅部分水量＋散水栓等部分水量＋店舗等部分 水量)＝差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金＝97円×差水量×消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料＝61円×差水量×消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て)として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。 (要綱第 8 条第 2 号ただし書、第 5 号、第 6 号及び第 7 号を適用)

※上記表中の要綱とは、「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納の実施に関する要綱」をい
う。

(2) 共同住宅料金制度(大阪市水道事業給水条例施行規程第 34 条)

当局では、アパート・マンション等の共同住宅において、建物全体の使用水量を各入居者が均等に使用したものととして計算した水道料金等の合計額を、共同住宅の所有者様等から当局へ一括でお支払いいただく共同住宅料金制度があります。

共同住宅料金制度 水道料金・下水道使用料計算式（消費税及び地方消費税相当額含む）
1か月につき（令和元年11月1日から）。

1戸あたりの使用水量。 全体水量÷戸数。 （立方メートル）。	水道料金計算式。	下水道使用料計算式。
0。	$850 \text{円} \times \text{戸数} \times 1.10$ 。	$550 \text{円} \times \text{戸数} \times 1.10$ 。
1～10。	$(10 \text{円} \times \text{全体水量} + 850 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	
11～20。	$(97 \text{円} \times \text{全体水量} - 20 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(61 \text{円} \times \text{全体水量} - 60 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
21～30。	$(124 \text{円} \times \text{全体水量} - 560 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(83 \text{円} \times \text{全体水量} - 500 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
31～50。	$(168 \text{円} \times \text{全体水量} - 1,880 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(103 \text{円} \times \text{全体水量} - 1,100 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
51～100。	$(230 \text{円} \times \text{全体水量} - 4,980 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(119 \text{円} \times \text{全体水量} - 1,900 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
101～200。	$(293 \text{円} \times \text{全体水量} - 11,280 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(136 \text{円} \times \text{全体水量} - 3,600 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
201～500。	$(342 \text{円} \times \text{全体水量} - 21,080 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(159 \text{円} \times \text{全体水量} - 8,200 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
501～1,000。		$(180 \text{円} \times \text{全体水量} - 18,700 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
1,001～5,000。	$(358 \text{円} \times \text{全体水量} - 37,080 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。	$(215 \text{円} \times \text{全体水量} - 53,700 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。
5,001以上。		$(234 \text{円} \times \text{全体水量} - 148,700 \text{円} \times \text{戸数}) \times 1.10$ 。

（注1）「全体水量」とは、共同住宅全体での使用水量です。

（注2）「戸数」は、共同住宅の入居戸数を指します。（入所施設については、入所定員数10人に対し1戸の割合で適用）。

（注3）全体水量÷戸数で1戸あたりの使用水量を計算した結果、小数点がある場合は切り上げになります。

（3）共同住宅の各戸メーターの局管理（共同住宅の各戸メーター局管理の実施に関する要綱）

当局では、分譲及び賃貸の共同住宅における各戸の私設メーターに関して、次の各要件を満たすものを対象として、お客さま（所有者）からの申込により、当局がお客さまに代わって各戸メーターを管理（メーター取替や故障時の対応等）するサービスがあります（水道メーター以外の止水栓や減圧弁、配管等はお客さまの管理）。

基本条件

- (1) 共同住宅であること。
- (2) 各戸計量・各戸収納を実施していること。
- (3) 各戸メーターは、申込日の翌月から起算して検定有効期間が3か月以上あるもので、正常に作動するものであること。

2.3. 調達案件の一覧

現時点で想定する次期システムに係る調達案件の内容、実施時期等は次表のとおりです。なお、各案件の調達単位は今後検討します。

次期システムの運用開始は令和11年1月を予定しています。

表 2-2 調達案件の一覧(現時点における想定)

項番	案件名	概要	契約期間
1	水道料金等オンラインシステムの設計・開発及び運用・保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムに係る設計・開発業務及び運用・保守業務並びにこれらに付帯する業務(次期システムの本番環境及び検証環境に係るクラウドサービス(統合基盤)及びハードウェアを除く。) ・項番 2 の調達仕様策定に必要な情報提供 	設計・開発: 令和 8 年 7 月～ 令和 10 年 12 月 運用・保守: 令和 11 年 1 月～ 令和 15 年 12 月 (60 か月)
2	水道料金等オンラインシステムの関係機器等の賃貸借	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムのサーバ機器(統合基盤のクラウドサービス以外に必要な場合)のリース及び保守 ・コールセンター(音声系)に必要な機器及び機器を設置するためのラック ・統合基盤と拠点間の通信回線及び拠点側ネットワーク機器 ・お客さまセンター内のネットワーク構築 ・次期システムの利用端末(専用 PC 等)及び専用プリンターのリース及び保守 ・水道メーター検針等機器(スマートフォン及びタブレット端末)のリース及び保守 	令和 11 年 1 月～ 令和 15 年 12 月 (60 か月)

3. RFIの実施方法

3.1. 実施スケジュール及び参加申込方法等

(1) 実施スケジュール

本 RFI の実施スケジュールを次表に示します。

表 3-1 RFI の実施スケジュール

項番	項目	日程	備考
1	RFI 公示	令和 7 年 4 月 7 日(月)	
2	RFI の参加申込	令和 7 年 4 月 14 日(月) 17 時まで	参加表明書兼守秘義務誓約書を提出後、資料を貸与します。

3	RFIに関する質問	令和7年4月21日(月) 17時まで	
4	質問に関する回答	令和7年4月28日(月)頃	質問受付期限日から5営業日後を目途に回答を予定
5	情報提供の締切	令和7年5月30日(金) 17時まで	必要に応じてヒアリングを後日(6月中旬)実施予定。

(2) 参加申込方法

本RFIへ参加いただける場合、次のとおり書類を提出してください。

なお、参加申込後に辞退する場合は、同様の方法で必ずご連絡を行ってください。

- ・ 受付方法 : 電子メール
- ・ 提出書類 : 参加表明書兼守秘義務誓約書 ※押印不要
- ・ 連絡先 : 大阪市水道局総務部お客さまサービス課
- ・ 連絡先メールアドレス : cs@suido.city.osaka.jp
(担当 平野 仲野 山内)
sp_osk_w@signpost.co.jp
(支援事業者 サインポスト株式会社)
- ・ 送付タイトル(件名) : 「RFI参加表明書兼守秘義務誓約書の送付について」
- ・ その他記載事項 : 事業者名、担当者名、連絡先(メールアドレス等)

(3) 貸与資料等

参加表明書兼守秘義務誓約書を提出いただいた事業者に対して、当局の支援事業者(サインポスト株式会社)から電子メールにて次表に示す資料一式を送付します。

なお、貸与資料等につきましては、守秘義務の誓約対象とし、事業者からの参加表明書兼守秘義務誓約書の提出をもって、当該事業者は守秘義務誓約の各条項に同意したものとします。

表 3-2 貸与資料等

項番	資料名称	概要
1	要件定義書(RFI版)	次期システムの設計・開発及び運用・保守業務に関する各種要件を示した資料(表2-2 項番1に該当)
2	様式1 類似実績	貴社の類似実績をご記入いただく様式
3	様式2 機能一覧	次期システムの機能要件に対する貴社の実現可否をご記入いただく様式
4	様式3 個別確認事項 回答書	次期システムの実現に当たり、個別確認が必要な事項について貴社の提案内容をご記入いただく様式
5	様式4 概算見積書	次期システムの実現に必要な経費をご記入いただく様式
6	様式5 意見書	要件定義書(RFI版)に示す要件に合致しない項目や、その

		他意見をご記入いただく様式
7	様式6 質問票	本 RFI に関する質問を行う場合にご記入いただく様式

3.2. RFI の内容

要件定義書(RFI 版)の内容を踏まえ、次表に示す項目について情報提供をお願いします。(提案可能な業務システム等、一部についての情報提供でも可。)

表 3-3 RFI の内容及び回答様式

項番	項目	様式	備考
1	情報提供者の概要(会社概要)	様式自由	—
2	情報提供者の類似システムの開発実績	様式 1 類似実績	可能な範囲で記入いただければと思います。
3	システム構成	様式自由	提案するシステムのネットワーク構成、クラウドサービス構成、ソフトウェア構成等を記載してください。
4	システム(パッケージソフトウェア等)の内容及び特長	様式自由	—
5	機能要件の実現度・カスタマイズ規模	様式2 機能一覧	「3.3(1)」参照。Excel ファイルで提出してください。
6	個別確認事項への回答	様式3 個別確認事項回答書	「3.3(2)」参照。Excel ファイルで提出してください。
7	経費概算見積	様式4 概算見積書	「3.3(3)」参照。Excel ファイルで提出してください。なお、「3.3(3)ウ0」のとおり、2パターンの概算見積をご提供ください。
8	要件定義書(RFI 版)への意見	様式5 意見書	提案するシステムについて、要件定義書(RFI 版)に示す要件に合致しない項目や、その他意見がある場合は、当該内容を記載してください。
9	開発スケジュール	様式自由	想定する開発スケジュール(工程レベルで可)。
10	その他提案資料	様式自由	—

3.3. 回答様式の記入方法

(1) 様式2 機能一覧

「様式2 機能一覧」の記入範囲及び記入方法は次表のとおりです。

表 3-4 「様式2 機能一覧」の記入要領

項番	項目	記入必須 ／任意	記入方法
1	機能対応	必須	<p>各要件に対する提案システムの機能の対応について選択してください(スクラッチ開発の場合は「△」を選択してください)。</p> <p>◎：パッケージ標準機能により対応可能 (現時点では対応していないが、今後、標準機能へ取り込む場合を含む。)</p> <p>○：代替案により対応可能 (職員の作業負担が少ない内容であること)</p> <p>△：パッケージ標準機能の改修により対応可能</p> <p>▲：機能の新規開発により対応可能 (今後、標準機能へ取り込む見込みがないもの。)</p> <p>×：対応不可</p>
2	カスタマイズ規模	必須	<p>「機能対応」の回答が「△」又は「▲」の場合は、改修又は新規開発の規模(人月レベルの概算工数)を記入してください。スクラッチ開発の場合は記入不要です。</p>
3	前提条件等	任意	<p>項番 1～2の回答の前提条件等を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機能対応」の回答が「○」の場合は、代替案の内容(概要)を記入してください。 ・「機能対応」の回答が「△」又は「▲」の場合、改修又は新規開発の内容(機能概要に掲げる各項目で改修が必要と想定される項目等)を記入してください。(スクラッチ開発の場合は記入不要) ・ネットワークやシステム構成に制約がある場合(SaaSのみ実現可能等)は、当該内容を記入してください。

			・プログラムの取り扱い(著作権、保守条件等)に留意すべき事項があれば、当該内容を記入してください。
4	アピールポイント等	任意	各要件に対して、提案システムのアピールポイント等がある場合は、記入してください。

(2) 様式3 個別確認事項回答書

「様式3 個別確認事項回答書」に示す確認事項について、貴社の提案内容を回答欄に記入してください(詳細については別紙(様式自由)にて回答可)。

(3) 様式4 概算見積書

「様式4 概算見積書」の記入方法は以下のとおりです。

ア 調達案件ごと、「水道料金等オンラインシステムの設計・開発及び運用・保守業務」については、機能分類ごとに「概算見積内訳」シートを入力してください。(下記を参照。)

表 3-5 概算見積内訳

項番	案件名	機能分類	シート名
1-1	水道料金等オンラインシステムの設計・開発及び運用・保守業務	水道料金	概算見積書内訳(開発・運用)水道料金
1-2		コールセンター	概算見積書内訳(開発・運用)コールセンター
1-3		マイページ	概算見積書内訳(開発・運用)マイページ
1-4		検針・未収アプリ	概算見積書内訳(開発・運用)検針・未収アプリ
1-5		共通	概算見積書内訳(開発・運用)共通
1-6		その他	概算見積書内訳(開発・運用)その他
2	水道料金等オンラインシステムの関係機器等の賃貸借	—	概算見積書内訳(機器等)

※ 1-6「その他」は、必要に応じて、使用してください(1-1～1-5に該当しないもの又は分類できないもの等)。

イ 概算見積範囲

「様式4 概算見積書」に記入いただく見積の範囲は以下のとおりです。

表 3-6 概算見積範囲

項番	案件名	機能分類	概算見積範囲
1-1	水道料金等オンラインシステムの設計・開発及び運用・保守業務	水道料金	・要件定義書(RFI 版)に示す設計・開発業務及び運用・保守業務並びにこれらに付帯する業務
1-2		コールセンター	
1-3		マイページ	

1-4	守業務	検針・未収アプリ	・ 統合基盤のクラウドサービスの各種リース及びサービスの利用経費(本調達の対象外と想定していますが、必要経費の把握のため、参考情報としてご提供ください。)
1-5		共通	
1-6		その他	
2	水道料金等オンラインシステムの関係機器等の賃貸借	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期システムのサーバ機器(統合基盤のクラウドサービス以外に必要な場合)のリース及び保守 ・ コールセンター(音声系)に必要な機器及び機器を設置するためのラック ・ 統合基盤と拠点間の通信回線及び拠点側ネットワーク機器 ・ お客さまセンター内のネットワーク構築 ・ 次期システムの利用端末(専用 PC 等)及び専用プリンターのリース及び保守 ・ 水道メーター検針等機器(スマートフォン及びタブレット端末)のリース及び保守

ウ パターン別見積

次期システムの構成は、要件定義書(RFI 版)「2.8.1.1 本番環境」に示すとおり、2通りのパターンを検討しています。仮想デスクトップ版と専用PC版では、ネットワーク構成、仮想デスクトップ及び専用 PC 等の台数が異なるため、それぞれのパターン別に概算見積をご提供ください。パターンごとの概要は以下のとおりです。なお、要件定義書(RFI 版)は「パターン1:仮想デスクトップ版」を前提とした内容としています。

パターン1:仮想デスクトップ版

項目	説明
利用端末概要	職員(当局)は、仮想デスクトップから次期システム(水道料金、コールセンター)を利用する。仮想デスクトップには庁内 PC からクラウド環境接続ネットワーク経由でアクセスする。 なお、一部の職員及び委託事業者(検針員、コールセンター要員等)は専用 PC(FAT 端末)から次期システムを利用する。
仮想デスクトップの台数	165 台 ※「表 2-7 利用者端末(PC)数(パターン 1)(概算)」に示す庁内PCの台数と同等。
専用PCの台数	311 台

	※「表 2-7 利用者端末(PC)数(パターン 1)(概算)」に示す専用PCの台数と同等。
専用プリンターの台数	82 台 ※「表 2-10 プリンター数(概算)」に示す専用プリンターの台数と同等。

パターン2:専用PC版

項目	説明
利用端末概要	職員(当局)は、専用 PC(FAT 端末)から閉域ネットワーク経由で次期システム(水道料金、コールセンター)を利用する。
仮想デスクトップの台数	0 台
専用PCの台数	379 台 ※「表 2-8 利用者端末(PC)数(パターン 2)(概算)」に示す専用PCの台数と同等。
専用プリンターの台数	82 台 ※「表 2-10 プリンター数(概算)」に示す専用プリンターの台数と同等。

エ 各「概算見積書内訳」シートについては、「様式4 概算見積書」中の「経費区分の説明」に示す経費区分ごとに年度別の概算経費を記入してください。

オ 「概算見積書」シートには、各「概算見積書内訳」シートの金額が集計されます。誤りがないか確認の上、提出してください。

4. RFIに関する質問方法

本 RFI に関する質問を行う場合は、「様式6 質問票」に必要事項を記入の上、次のとおり質問を提出してください。

なお、RFI に関する質問については、原則、各事業者から受付けた質問をとりまとめ、全ての事業者に対して、メールにて回答を行う予定です。

ただし、質問内容に当該事業者の固有の技術やノウハウ等が含まれ、他の事業者に知られることによって、当該事業者に不利益等が発生する可能性がある場合は、当該質問にその旨を記載してください。当該事業者の確認のうえ、事務局が認める場合は、当該質問に限り個別に回答します。

- ・ 受付方法 : 電子メール ※「様式6 質問票」を添付
- ・ 連絡先 : 大阪市水道局総務部お客さまサービス課

- ・ 連絡先メールアドレス : cs@suido.city.osaka.jp
(担当 平野 仲野 山内)
sp_osk_w@signpost.co.jp
(支援事業者 サインポスト株式会社)
- ・ 送付タイトル(件名) : 「RFIについての質問」
- ・ その他記載事項 : 事業者名、担当者名、連絡先(メールアドレス等)
- ・ 質問受付期限日 : 令和7年4月21日(月) 17時まで
- ・ 回答予定日 : 令和7年4月28日(月)頃
※ 質問受付期限日から5営業日後を目途に回答を予定

5. 提出方法

RFIの回答につきましては、原則として、「4. RFIに関する質問方法」の連絡先メールアドレスあてにメールで提出してください。ただし、容量が10MBを超える場合には、CD-Rにデータを格納し郵送(若しくは持参)、又は貴社が契約しているファイル送信サービスにて提出してください。

なお、郵送の場合は期限までに以下の宛先へ到着するようお願いします。

- ・ 郵送先 : 〒559-8558
大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10
アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟9階
大阪市水道局総務部お客さまサービス課
- ・ その他 : 送達記録が確認できる簡易書留等で送付ください。

6. 留意事項

- ・ 資料をご提出いただいた事業者に対し、必要に応じて、資料の内容を確認することを目的として、後日ヒアリング(6月中旬予定)の実施を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・ 本RFIの実施に要する一切の費用は、事業者にて負担してください。
- ・ ご提出いただいた資料は返却いたしません。
- ・ ご提出いただいた資料は、当局及び支援業者において、次期水道料金等オンラインシステム的设计・開発及び運用・保守業務に関する検討以外の目的には利用しません。また、提供事業者に無断で支援業者以外の第三者に開示することはありません。
- ・ 本RFIの実施、資料の提出をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、本RFIを辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。



